

一般社団法人日本シェアハウス連盟

「コロナウィルス感染症流行時の対応に関する運営ガイドライン」

感染症流行時の対応にあたっては、基本的には関係省庁等が公表する情報等を踏まえた対応が望まれます。シェアハウス事業においても事業内容特有の対応が必要となる為、一般社団法人日本シェアハウス連盟として業務運営のガイドラインを策定致しました。

本ガイドラインはシェアハウスの運営において必要と考えられる内容に基づき作成していますので、関係省庁等が公表する情報と併せて運營業務における適切な対応の為の参考としてください。

なお、本ガイドラインは今後の情勢の変化等を踏まえて、必要に応じて内容の修正を行い改定する場合があります。連盟加盟、非加盟の事業者を問わず各事業者は以下ガイドラインを参考にし、建物・入居者・スタッフの防疫に努めるようお願いします。

また、当日本シェアハウス連盟では運用においての対応策について関係省庁との連絡を取り合い、随時適切な対応策を講じると共に全国の連盟加盟事業者間での情報共有を行い、連携して対応して参ります。

1. 管理物件の安全確保について

- ①建物を換気する。
- ②不特定多数の物件の出入りは出来る限り避け、訪問者の出入りについては氏名・連絡先を必ず把握する。
- ③アルコール消毒液またはそれに準ずるものを複数が集まる場所（リビング等の共有スペース・共有の水回り等）、触る物の付近へ設置し、管理する。（入居者とスタッフが使うものは分けた方がよい）
- ④日用品（トイレトペーパー等）の不足が予想される為、備蓄を充分に行う。

2. 居住者の安全確保について（入居者への指示・要請）

- ①うがい・手洗い・アルコール消毒を行うよう指示する。
※加盟企業へは配布済みのシェアハウス連盟啓発ポスターを掲示する※
- ②カゼや花粉症など咳やくしゃみを伴う体調不良などの症状がある場合はマスク着用を指示する。
- ③友人等第三者の訪問の自粛要請、訪問する場合は氏名・連絡先を事前に通知してもらうよう指示する。

④発熱を伴う体調不良がある場合は速やかに管理者への報告してもらい、4日程度経過の後症状が悪化している場合は帰国者・接触者センターへの連絡を行って対応を仰ぐよう指示する。

3. 内覧者・入居予定者への対応について

①海外からの物件問い合わせに対しては、外国籍・日本籍の渡航者を問わず来日の際に14日間シェアハウス以外での滞在を要請し了解を得る。

②内覧の際、直近1か月以内の海外渡航歴、国内での引越し歴をヒアリングする。

⇒ヒアリング用のチェックシートを加盟事業者へ配布致します。

③内覧時建物に入る際は、スタッフ内覧者ともに手指アルコール消毒またはそれに準ずる対応を行う。

4. シェアハウス事業業務を行うにあたっての事前準備・留意点

【事業者・スタッフ】

※事業者は事前に管轄の保健所とその連絡先を確認しておいて下さい※

当日の健康状態を確認する為、検温・記録し、体調不良がある場合は責任者へ報告をする。

【管理物件での作業】

特に管理物件での作業中は出来る限りマスクを着用し、建物に入る際は手指アルコール消毒またはそれに準ずる処置をする。スタッフは建物内の広範囲で作業する為、建物内であっても共有物に触る際などはなるべく配慮をする

【体調不良者の対応】

発熱を伴う体調不良の連絡を受けた際は日付、症状を記録しておき、経過確認を行う。

※感染者が発生した際、保健所への対応・報告の円滑化を図る為※

【感染者・濃厚接触者発生後】

① 感染者・濃厚接触者が発生した際は速やかに所管の保健所へ報告し、指示を仰ぐ。

② 保健所の命令・指導に従い、消毒および濃厚接触者の管理を行う。

保健所は、必要に応じて事業所の消毒（必要な範囲および使用する薬剤と方法）を命令するとともに、必要であれば感染者が触れた可能性の高い消耗品の廃棄等についても要請する場合があります。

消毒作業は専門業者が必要な場合も自力で対処可能な場合もあり、保健所の命令の内容によります。

5. シェアハウス事業者としての社会的取組み

社会機能維持に関わる事業者としての管理会社の立場について過去の新型インフルエンザ流行時の厚生労働省策定のガイドラインでは、社会機能維持者として、以下の事業者を例示しています。

【社会機能維持に関わる者として事業継続を要請される事業者】

国民の生命・健康や最低限の国民生活を維持するために必要な医療従事者や社会機能の維持に関わる事業者としては、以下のような業種・職種が想定される。新型インフルエンザの流行時においても事業を継続するため、代替・補助要員の確保など人員体制について検討を行うことが必要である。

ア. 医療従事者：機能低下を来した場合、国民の生命の維持に支障を来すもの（医療従事者、救急隊員、医薬品製造販売業者等）

イ. 社会機能の維持に関わる事業者

* 治安維持：機能低下を来した場合、治安の悪化のため社会秩序が維持できないもの（消防士、警察職員、自衛隊員、海上保安庁職員、矯正職員、法曹関係者等）

* ライフライン関係：機能低下を来した場合、最低限の国民生活が維持できないもの（電気事業者、上下水道関連事業者、ガス事業者、石油事業者、熱供給事業者、金融事業者、情報処理事業者、食料品・生活必需品製造販売事業者、鉄道事業者、道路旅客・貨物運送業者、航空運送事業者（国内線関係）、水運業者（国内線関係）等）

* 国又は地方公共団体の危機管理に携わる者：機能低下を来した場合、最低限の国民生活や社会秩序が維持できないもの（国会議員、地方議会議員、都道府県知事、市町村長、国家公務員、地方公務員のうち危機管理に携わる者、在外公館職員、航空運送事業者（国際線関係）、水運業者（国際線）等）

* 国民の最低限の生活維持のための情報提供に携わる者：機能低下を来した場合、情報不足により社会秩序が維持できないもの（報道関係、重要なネットワーク事業・管理を行う通信事業者等）

ここでは明示されてはいませんが、シェアハウス運営事業も「ライフライン維持従事者」「生活維持のための情報提供者」として、社会的機能維持に関わる事業者にも該当するとも考えられます。連盟加盟事業者におかれましては、社会的期待を担っているシェアハウス事業者としての自覚を持って緊急事態に臨んでいただきたくお願いいたします。